

基礎工学研究連絡委員会報告

—工学系高等教育機関での
技術者の倫理教育に関する提案—

平成9年6月20日

日本学術会議
基礎工学研究連絡委員会

この報告は、第16期日本学術会議基礎工学研究連絡委員会の審議結果を
取りまとめ発表するものである。

委員長 内田盛也（第5部会員、帝人株式会社顧問）
幹事 大橋秀雄（第5部会員、工学院大学長）
増子昇（第5部会員、千葉工業大学工学部教授）
松尾稔（第5部会員、名古屋大学工学部教授）
委員 岩崎俊一（第5部会員、東北工業大学長）
内田祥哉（第5部会員、金沢美術工芸大学大学院教授）
西川禎一（第5部会員、大阪工業大学情報科学部長）
西澤潤一（第5部会員、半導体研究所長）
三井恒夫（第5部会員、東京電力株式会社最高顧問）
末松安晴（産業技術融合領域研究所長）
中島利勝（岡山大学工学部長）

目 次

概要	1
1. 技術者の倫理教育の必要性	3
2. 技術者の倫理教育の先駆：米国の場合	5
3. 日本での技術者倫理教育の実施に向けて	8
添付資料	9
1. Code of Ethics of Engineers, The Accreditation Board for Engineering and Technology	
2. The Current World Federation of Engineering Organization's Codes of Ethics (The WFEO Code of Environmental Ethics for Engineers) (The WFEO Model Code of Ethics)	
3. 既存の Code of Ethics の一覧	
4. 土木技術者の信条と実践要領（土木学会、昭和13年）	
5. 技術士倫理要項（日本技術士会、昭和36年）	
6. 文献リスト	

概 要

多くの学問、技術分野で、古くからそれぞれの分野に特有の条件を考慮して倫理が議論されてきている。倫理綱領を定めている学協会も多い。しかしながら、我が国の技術者の養成段階で技術者倫理について十分な教育がされてきたとはいえない。世の中が複雑になり、巨大で複雑な人工物が多く作られることも多く、事故を起こせば大きな被害を生じる。巨大でなくても人工物を作ることや、自然に手を加え、あるいはシステムを構築するといった技術者の行為が人類の安全や健康、福利に大きな問題を引き起こす可能性が増えてきている。技術者を会員とするすべての学協会は倫理綱領を定めるべきであり、入会の条件として倫理綱領を理解していることを条件とするべき時代に入っている。しかしながら、倫理綱領を会員が単に抽象論として理解するのみでは不十分であり、技術者全員が技術者としての行為に常に倫理的な配慮を必要とする時代となっている。個々の技術者に倫理に対する配慮を求めようとするとき、教育課程に倫理を含めることが最も適しているといえよう。既存の倫理綱領の多くが現代の社会の状況に合わなくなっている。既存の倫理綱領を改める努力も必要である。

本委員会ではわが国の技術者の倫理教育の現状を調査するとともに、技術者の倫理教育の実施面では実績の多い米国の事例の調査を行い、今後の技術者の倫理教育の在り方について検討した。

米国では、工学系大学課程の基準を定めている The Accreditation Board for Engineering and Technology の規定の中で、カリキュラムに技術者のための倫理教育を組み入れることが求められており、実際に大学学部段階で技術者の倫理についての教育が行われている。自然に手を加え、あるいは人工的に物を作る専門職能集団としての技術者の倫理について、「十分な情報と熟考を基に、他からの影響を排して独自に判断すること」の重要性が教えられている。

これに対してわが国の場合、先人の業績を振り返り、技術者としての使命感を与える技術史の教育は行われてきたものの、技術者という職能集団の構成員として、大きな社会変動のうねりの中で、いかにして社会的機能を担っていくかという教育は十分には行われてこなかった。技術者のための倫理教育とは、技術の専門家としての判断を求められたときに、選択をする基準を個々の技術者が独自に判断することができる能力を付けさせることを目的とする教育である。一般に判断の基準をあらかじめ与えることは困難であり、抽象的な内容の教育より、事例教育を通して教

育を行うのが適当であろう。その際、技術者としての社会的機能を明確に認識し、社会の公正と発展に資する判断を下すべきことを示す必要がある。

本委員会は以下の3点を提言する。

- (1) 大学の学部段階において技術者のための倫理教育を行う。
- (2) 倫理教育を実施するに当たって特定の価値観を教え込むことはよくない。主として事例教育の方法により、技術者の社会的機能を踏まえて、他からの強制によらず、自分自身の基準に基づいて、倫理面から見て適切な判断を下せる素養を身につけることを目指すのがよい。
- (3) 科学技術のグローバル化、急速な発展に伴い、これまでの基準で定められていた倫理綱領が社会の状況に合わなくなっているものもある。新しい時代の要請にあった倫理綱領の制定が急務である。

本報告書を踏まえて、今後、技術者の倫理問題について、さらに幅広く検討を進める必要がある。倫理のあり方、教育の方法、その担当者の育成方法などについての方向付けを行う検討の場を設けることを合わせて提言する。

1. 技術者の倫理教育の必要性

現在、日本の大学では、学部前期の教養課程の改編に伴い教養科目のカリキュラムの編成が行われており、工学分野でも技術者の基礎教育としてどのような科目を教えるべきかについて多くの議論がなされている。社会が複雑化し、技術者個人が行う行為について、倫理的な判断が必要な機会が増えてきている状況を考えると、教養教育の中で、社会における技術者の役割を認識し、技術者の社会的役割を自らの問題として考える機会を持つことは、将来、技術者になる学生にとって不可欠な基礎的教養であると思われる。

技術者への倫理教育が議論される直接的な背景として、1)技術者をつくりあげてきた技術体系が、多様な価値観の中で改めてその意義を問われる時期が来たこと、2)地球環境問題に見られるように、限られた資源の管理や同世代・次世代間での資源分配についての意志決定方法が求められていること、などがあげられよう。

ここで取り上げる技術者の倫理教育は、技術者の道德心を求める倫理教育とは別の議論であることに注意を要する。人間が社会生活を営んでいく上で健全な倫理観を持つことは、その社会の通念であり、社会の維持と発展のために不可欠である。そこで求められる倫理は個人が一人の人間として日常の社会生活を送る上で必要とされるものである。

個人としての倫理に加えて、社会に影響を与えるような役割、すなわち社会的な役割を持った職能人としての倫理の重要度が増してきている。従来から、医師、あるいは弁護士などについては、その資格が厳格に定められ、またその職能が保護されている一方で、職能人としての倫理が強く求められてきた。それと同様の、あるいはそれ以上の職能人としての倫理が今や技術者に対しても求められていると言える。その背景には、科学技術が発展し、その応用技術が普及すると共に、科学技術の内容が一般には理解困難になる一方で、その科学技術が社会の中で果たす役割は過去に比べてはるかに大きくなり、生活を豊かなものにする反面、人類の生存を脅かすこともあり得る、というのがその理由である。

科学技術の細分化と深化にともない、ある分野の技術者でさえも、専門が異なる他の分野の技術の最先端を理解することが困難な状況になっている。それぞれの専門分野において深い知識を有する技術者は、社会にとって最善になるようにその専門分野を発展させ、社会へ適用していく使命を社会から委託されている。その際に、自然に手を加え、あるいは人工物を作り、システムを構築するといった技術者の行

為が同世代のみでなく、後世代も含む人間社会や環境にどのような影響を与えるかを最優先に考える立場が必要になる。技術者がその職能故に要求される倫理観が極めて重要となり、そのような倫理観なしには健全な社会が形成されなくなる。倫理に反する行動、判断を技術者がとったときの影響はその個人の周辺に限らず、社会全体に及ぶ性格のものである。自らが個人的に事後処理できる範囲を越えて影響が広がっていく社会になっている。

意図的に悪意を持った行動をとることは技術者の倫理以前の一般的な倫理の規範に触れるものである。技術者の倫理が必要になる場面は、そのように自明なものではない。現実には技術者がその専門分野でおかれている状況を考えると、そこには様々な価値基準が存在している。その中で、一般社会への悪影響を未然に防ぐことによって一般社会へ貢献することを最優先にするという価値基準を選ぶことが技術者の倫理として求められている。この倫理の実行は必ずしも容易なものではない。状況によっては雇用主や依頼主という、技術者個人にとっては直接的な依存関係が強い相手の価値基準を退け、特定できない一般社会への貢献を第一に考え行動することが求められることもある。ある開発中の技術が潜在的に将来社会にとって重大な問題を起こす可能性があることを専門家としての技術者が知ったとき、その開発を中止する、あるいは改善を行うことが技術者の倫理として求められるのである。そのような行為自体は一般に関係者の誰からも歓迎されない可能性があり、また一般社会からもその時には明確な形で感謝されることはない。しかし、後日社会にとって取り返しのつかない重大な損失が起きる可能性が予見されるときには、適切な行為をとることが必要不可欠な時代になっている。

このような技術者倫理の本質は知識ではなく、総合的で公平、客観的なものの考え方である。このような考え方を養うことは技術者が実際に社会においてその専門的な分野で行動を起こす際には不可欠である。また、技術者としての倫理を高めることは長期的には技術者に対する社会の信頼を高めることにつながる。

個々の技術者の養成過程で、技術という専門家としての社会的機能を明確に認識し、社会の発展に資するとともに、人類の生存環境として良好な状況を維持するよう個人として独自に判断できる能力を養成する必要がある。

米国のほとんどすべての工学系の学協会で採用されている第一基本憲章は、「エンジニアはその専門的職務を遂行する際、一般大衆の安全、健康、および福利に最大の配慮を払わなければならない。」である。これより明らかなように、技術者の基本的な責任と倫理に係わる状況は広く、職業人としてのほとんどすべての活動を

その範疇に含むことになる。この憲章の条文に強調されている「一般大衆への配慮」は、20世紀初期の倫理綱領が雇用主あるいは依頼主に対する職務履行の責任のみが強調されたものから、雇用主よりも大衆を優先する方向に発展してきたものである。

現在の、さらに先を考えこれからの、技術者教育を考えると、この「一般大衆への配慮」は、より明示的に「一般大衆と環境を含む地球規模問題、地球上の人類の持続性への配慮」を強調する方向が求められることになる。「大衆」が、一国内の国民を意識していた時代から、隣国の大衆、さらには地球上の人類、それも現代の人類のみならず、後世代の人類をも意味する時代となっている。すなわち、大衆の安全、健康、福利は、いまや、環境を含む地球規模問題、地球上の人類の持続性抜きには語れない。技術者は、その行動規範として、環境を含む地球規模問題、持続性への配慮を、大衆への配慮と同程度に求められることになる。技術者の教育においても環境を含む地球規模問題、持続性への配慮が不可欠である所以である。

多くの学会や協会が定めている倫理綱領は現代の社会の技術者の行動規範としては必ずしも十分でない。倫理綱領を改める努力も必要である。

2. 技術者の倫理教育の先駆：米国の場合

以下の議論において技術者の倫理教育の基盤にしようとする学問分野は応用倫理学であるが、もともとは医師の倫理や報道関係者の取材源の秘匿権などの議論から出発したものである。応用倫理学の意義は、意志決定プロセスで良し悪しの判断基準となる規範を抽象的なレベルから日々の実践レベルに引き下ろして、実践レベルで倫理学を実現させることにある。ビジネス倫理学をはじめとして、応用倫理学は今日、多くの国で広い分野に普及しつつある。

倫理学を実践レベルで活用しようとする志向は、大学教育の中でも実現されている。米国の場合、工学系大学課程の基準を定めている The Accreditation Board for Engineering and Technology は、その規定の中でカリキュラムに技術者の倫理教育を組み入れることを求めている。実際に大学学部段階で技術者の倫理についての教育が行われており、専門職能集団である技術者は「十分な情報と熟考を基に他からの影響を排して自分自身の基準に基づいて判断すること」の重要性が教えられている。このような教育は、独立した職能としての技術者の自律性と職業的権威を確立する上でも有効な取り組みとなっている。

技術者のための倫理教育の必要性は、大学内だけでなく学会や協会内でも認識されている。例示すれば、米国土木学会では、前述の「ABET倫理綱領の指針(Code of Ethics Guideline)」に沿う形で「米国土木学会の倫理綱領(Code of Ethics)」を定めている。この綱領は「基本的原則」「基本的規範(Canon)」「行動の基準」の3視点から階層的に構成されているが、「基本的原則」は以下の4つである。

- ①自らの技術と能力を人類の福祉と環境の改善のために役立てること
- ②社会・雇用主・契約相手に誠実に対応すること
- ③技術者の職業的威信の増進に努めること
- ④自らの属する職業集団を支援すること

現在の綱領は1977年に制定されたものであるが、1996年11月に出された改正版では「環境への責任」、「持続可能な開発」という新しい概念が付加されている。自律性を確立するという点で、「自立した技術者の協同的な人間活動」という概念は、米国土木学会が提唱する技術者の倫理教育の基本原則と同じ志向性を持っている。例えば建設技術の分野においては、「全人格的な技術者の育成と個々の優れた技術者による協同的な人間活動を基盤とする土木事業執行体制の整備」が今後の土木事業の整備システムを考えていく際に重要であると言われている。協同的な人間活動を成立

させるためには、前提条件として自律性を確立した多数の技術者の存在が必要である。

日本の場合、技術者のあり方について大学の工学系分野で行ってきたことは、技術者としての使命感を鼓舞する教育が中心であった。先人の業績を振り返ることを通して技術者の使命を浸透させてきたものの、技術者という職能集団の構成員として、社会変動の中で担うべき社会的機能については十分な教育的配慮が向けられてこなかった。学会や協会レベルでは、日本の土木学会が1938年(昭和13年)に「土木技術者の信条と実践要領」を定めている。ほぼ全ての分野の技術者に対する倫理綱領として、十分な実務経験を経た技術者が資格試験に合格し、技術士として認定された者のみで構成する技術士会が、1961年(昭和36年)に「技術士業務倫理要項」を定めている。これらの内容には、「一般大衆の安全、健康、および福利に対する配慮」、「環境への責任」、「持続可能な開発」といった項目は入っていない。

4. 日本での技術者倫理教育の実施に向けて

技術者のための倫理教育の本質は、特定の価値観を教え込むことではなく、技術の専門家として物事を選択や判断をする能力を個々の技術者の中に形成することである。専門家としての判断とは、特定の基準をどの事例にも一様に適用することではなく、事例に即して柔軟に思考することを意味する。したがって技術者の倫理教育では、判断の基準をアプリアリに提示するのではなく、具体的な事例における判断過程を体験させる方法が適切であろう。事例研究では、技術者としての社会的機能を明確に認識させ、社会の公正と発展に資する判断を下すべきことを意識させることが大切である。各学協会においても倫理綱領を制定し、学協会活動の一環として、このような教育を受けた技術者である会員にその意義を伝達していくことが重要である。

日本の大学における技術者倫理教育の1つのモデルとして、次のような方法を提案したい。まず教育は、学部の段階で行う。全ての技術者が大学院教育を受ける状況に無いことに加え、思考に対する柔軟性が高く、感受性も高い時期に教育することが良いであろうとの考えが大きな理由である。教育方法としては、主として事例教育の方法を採用して、判断プロセスをたどることで技術の専門家としての判断とは何かを体験させる。教員の側は、技術者の社会的機能を認識しているか、他からの強制によらずに独立した判断を下しているかをチェックする必要がある。

事例研究で使用する事例として、日本での事例教材を作ることが急務である。日本での事例教材に世界の事例教材を加えて、最適な教材を作成する努力が必要である。このような教材が整うまでの間はアメリカでの事例集が使えるよう。アメリカでは事例教育が広く行われており、事例集の集積が進んでいる。事例集はアメリカのWWWのサイトで公開されているため、入手することは容易である。授業では、事例集から選んだ事例を資料として編集した上で事前に学生に配布し、授業までに読解させておく。授業では学生との討論を通して事例の特徴や技術者の判断過程を理解することに比重を置く。教員の役割は具体的な知識を与えるのではなく、論点を整理して質の高い討論ができるように配慮することである。

大学における技術者の倫理教育は、自立した判断と協同的な活動ができる技術者を育てるための着実な第一歩となろう。当面は、倫理教育のあり方、その方法などについて幅広く討議し、その方向付けを行う検討の場を設ける必要がある。

[付 記]

本報告は、基礎工学研究連絡委員会WFEO小委員会において検討した結果を基に作成したものである。

基礎工学研究連絡委員会WFEO小委員会

委員長	西野文雄（埼玉大学大学院政策科学研究科長）	
幹事	柴山知也（横浜国立大学工学部助教授）	
	今井兼一郎（日本工業教育協会）	
	岩田一明（第5部会員、大阪大学工学部教授）	
	大垣眞一郎（東京大学大学院工学研究科教授）	
	大中逸雄（大阪大学工学部教授）	
	大橋秀雄（第5部会員、工学院大学長）	
	竹内 雍（明治大学理工学部教授）	
	花木啓祐（東京大学先端科学技術研究センター教授）	
	堀 幸夫（金沢工業大学副学長）	
	本多健一（第5部会員、東京工芸大学長）	
	松本順一郎（東北大学名誉教授）	
	協力者	札野 順（金沢工業大学教授）

Code of Ethics of Engineers, Accreditation Board for Engineering and Technology

Accreditation Board for Engineering and Technology*

CODE OF ETHICS OF ENGINEERS

THE FUNDAMENTAL PRINCIPLES

Engineers uphold and advance the integrity, honor and dignity of the engineering profession by:

- I. using their knowledge and skill for the enhancement of human welfare;
- II. being honest and impartial, and serving with fidelity the public, their employers and clients;
- III. striving to increase the competence and prestige of the engineering profession; and
- IV. supporting the professional and technical societies of their disciplines.

THE FUNDAMENTAL CANONS

1. Engineers shall hold paramount the safety, health and welfare of the public in the performance of their professional duties.
2. Engineers shall perform services only in the areas of their competence.
3. Engineers shall issue public statements only in an objective and truthful manner.
4. Engineers shall act in professional matters for each employer or client as faithful agents or trustees, and shall avoid conflicts of interest.
5. Engineers shall build their professional reputation on the merit of their services and shall not compete unfairly with others.
6. Engineers shall act in such a manner as to uphold and enhance the honor, integrity and dignity of the profession.
7. Engineers shall continue their professional development throughout their careers and shall provide opportunities for the professional development of those engineers under their supervision.



345 East 47th Street New York, NY 10017

*Formerly Engineers' Council for Professional Development. (Approved by the ECPD Board of Directors, October 3, 1977)

The current WFEO Codes of Ethics

(The WFEO Code of Environmental Ethics for Engineers)

(The WFEO Model Code of Ethics)

The current WFEO Codes of Ethics

The WFEO Code of Environmental Ethics for Engineers

The WFEO Committee on Engineering and Environment, with a strong and clear belief that mankind's enjoyment and permanence on this planet will depend on the care and protection provided to the environment, states the following principles:

To all engineers

When you develop any professional activity,

1. Try with the best of your ability, courage, enthusiasm and dedication to obtain a superior technical achievement, which will contribute to and promote a healthy and agreeable surrounding for all, in open spaces as well as indoors.
2. Strive to accomplish the beneficial objectives of your work with the lowest possible consumption of raw materials and energy and the lowest production of wastes and any kind of pollution.
3. Discuss in particular the consequence of your proposals and actions, direct or indirect, immediate or long term, upon social equity and the local system of values, and upon the health of people.
4. Study thoroughly the environment that will be affected, assess the impacts that might arise in the state, dynamics and aesthetics of the ecosystems involved, urbanised or natural, as well as in the pertinent socio-economic systems, and select the best alternative for an environmentally sound and sustainable development.
5. Promote a clear understanding of the actions required to restore and, if possible, to improve the environment that may be disturbed, and include them in your proposals.
6. Reject any kind of commitment that involves unfair damage to human surroundings and nature, and negotiate the best possible social and political solution.
7. Be aware that the principles of ecosystemic interdependence, diversity maintenance, resource recovery and interrelational harmony form the bases of our continued existence and that each of those bases poses a threshold of sustainability that should not be exceeded.

Always remember that war, greed, misery and ignorance, plus natural disaster and human-induced pollution and destruction of resources, are the main causes of the progressive impairment of the environment and that you, as an active member of the engineering profession, deeply involved in the promotion of development, must use your talent, knowledge and imagination to assist society in removing those evils and improving the quality of life for all people.

The WFEO Model Code of Ethics

Professional Engineers shall conduct themselves in an honourable and ethical manner. Professional Engineers shall uphold the values of truth, honesty and trustworthiness and safeguard human life and welfare and the environment. In keeping with these basic tenets, Professional Engineers shall:

- * hold paramount the safety, health and welfare of the public and the protection of the environment and promote health and safety within the workplace;
- * offer services, advise on or undertake engineering assignments only in areas of their competence and practice in a careful and diligent manner;
- * act as faithful agents of their clients or employers, maintain confidentiality and disclose conflicts of interest;
- * keep themselves informed in order to maintain their competence, strive to advance the body of knowledge within which they practise and provide opportunities for the professional development of their subordinates;
- * conduct themselves with fairness and good faith towards clients, colleagues and others, give credit where it is due and accept, as well as give, honest and fair professional criticism;
- * be aware of and ensure that clients and employers are made aware of societal and environmental consequences of actions or projects and endeavour to interpret engineering issues to the public in an objective and truthful manner;
- * present clearly to employers and clients the possible consequences if engineering decisions or judgements are overruled or disregarded;
- * report to their association and/or appropriate agencies any illegal or unethical engineering decisions or practices by engineers or others.

Note: these are the basic clauses of the code. The WFEO's publication in which these appear includes also interpretation and discussion of a number of the points made, focusing on the more common issues and questions arising from the Code.

添付資料 3

既存の Code of Ethics 一覧

(Australia)

Code of Ethics, The Institution of Engineers, Australia

(Canada)

l'Ordre des ingenieurs du Quebec-OIQ Code de deontologies des ingenieurs
du Quebec

(Mexico)

Codigo de Etica de UMAI(Union Mexicana de Asociaciones de Ingenieros)

(U. S. A.)

Accreditation Board for Engineering and Technology, Code of Ethics of
Engineers

American Chemical Society Code of Conduct

American Physical Society Code of Conduct

American Society of Civil Engineers Code of Ethics

American Society of Mechanical Engineers Code of Ethics

Association of Computer Machinery Code of Ethics

Institute of Electrical and Electronics Engineers Code of Ethics

National Society of Professional Engineers Code of Ethics

(International)

The WFEO (World Federation of Engineering Organization) Codes of Ethics

土木技術者の信条と実践要綱

土木技術者の信条

1. 土木技術者は国運の進展ならびに人類の福祉増進に貢献しなければならない。
2. 土木技術者は技術の進歩向上に努め、あまねくその真価を発揮しなければならない。
3. 土木技術者は常に真摯な態度を持ち徳義と名誉とを重んじなければならない。

土木技術者の実践要綱

1. 土木技術者は自己の専門的知識および経験をもって国家的ならびに公共的諸問題に対して積極的に社会に奉仕しなければならない。
2. 土木技術者は学理、工法の研究に励み、進んでその結果を公表して技術界に貢献しなければならない。
3. 土木技術者は国家の発展、国民の福利に背戻するような事業を企図してはならない。
4. 土木技術者はその関係する事業の性質上、特に公正で清廉をととび、かりそめにも社会疑惑を招くような行為をしてはならない。
5. 土木技術者は工事の設計および施工について経費節約あるいはその他の事情にとらわれて、従業者ならびに公衆に危険をおよぼすようなことをしてはならない。
6. 土木技術者は個人的利害のために、その信念を曲げたりあるいは技術者全般の名誉を失墜するような行為をしてはならない。
7. 土木技術者は自己の権威と正当な価値を毀損しないように注意しなければならない。
8. 土木技術者は自己の人格と知識経験とによって、確信ある技術の指導に努めなければならない。
9. 土木技術者はその関係する事業に万一違法であるものを認めるときはその匡正に努めなければならない。
10. 土木技術者はその内容が疑わしい事業に関係しまたは自己の名義を使用させるようなことがあってはならない。
11. 土木技術者は施工に忠実で事業者の期待に背かないようにしなければならない。

備考：本信条および実践要綱をもって土木技術者の相互規約とする。

注：以上は土木技術者相互規約調査委員会得た成文であって昭和13年5月土木学会誌第24巻第5号に発表したものを現代文に改めて再録したものである。

土 木 学 会

技術士業務倫理要綱

日本技術士会制定
(36.3.14 理事会決定)

技術士は、その使命、社会的地位および職責を自覚し、技術士業務倫理要綱の実践に務めなければならない。

品位の保持

- 1 技術士は、たえず技術の向上と品位の保持に務め、つねに技術的確信をもって業務にあたりるとともに、強い責任感をもって、職務完遂を期さなければならない。

専門技術の權威

- 2 技術士は、つねに、技術的良心に基いて行動し、自己の専門外の業務を引受けたり、確信のない業務にたずさわってはならない。

身分の中立性

- 3 技術士は、自己の技術士業務に関連ある他の事業（技術士業務を主たる事業とするものを除く）の経営にあたり、または雇用されてはならない。
- 4 技術士は、受託した技術士業務に関して依頼者が支払う技術士報酬以外に、商業上のコミュニケーション、贈与、その他これに類する一切のものを受けてはならない。

明確なる契約

- 5 技術士が、業務を引受けるときは、依頼者との間に明確な契約を行い、しかるのちに業務に着手し、職務遂行上、依頼者との間に紛糾を生ずることがないようにしなければならない。

秘密の保持

- 6 技術士は、つねに依頼者の正常な利益を擁護する立場を堅持し、業務上知り得た秘密を他に漏らし、また盗用してはならない。

不当競争

- 7 技術士は、同業者の名誉を傷つけ、あるいは業務を妨げるようなことをしてはならない。
- 8 技術士は、報酬の不当な引下げなどによって同業者と業務の引受を争ってはならない。

広告の制限

- 9 技術士は、自己の専門範囲以外にわたる事項を表示したり、広告してはならない。また誇大にわたる広告をしてはならない。

他の専門技術者との協力

- 10 技術士は、依頼者の利益に役立つときは、進んで他の専門家、あるいは特殊技術者と協力することに努めなければならない。

附 則

身分の中立性については、3の条文にかかわらず、当分の間、次の暫定措置を認めることとする。

技術士が自己の技術士業務に関連ある他の事業の経営者または被備者である場合には、あらかじめ依頼者に、その旨を通報しなければならない。

添付資料 6

文献リスト

(アメリカの倫理教育に関する文献)

- 1) Johnson, D.G. : Ethical Issues in engineering, Prentice Hall, 1991.
- 2) Harris, C.E., Pritchard, M.S. and Rebins, M.J. : Engineering Ethics, Wadsworth Publishing, 1995.
- 3) Martin, M.W. and Schinzinger, R. : Ethics in Engineering, McGraw-Hill, 1989.
- 4) Schuab, J.H. and Pavlovic K. : Engineering Professionalism and Ethics, John Wiley and Sons, 1983.
- 5) Unger, S.H. : Controlling Technology, Ethics and Responsible Engineer, 2nd ed., John Wiley and Sons, 1994.

(日本語に翻訳されたもの)

- 1) A.S.ガン・P.A.ウヰジリト著 吉谷圭一編訳, 「環境倫理」, 内田老鶴圃, 1993.

・この他に

WWWのサイトとして、例えば以下が有用である。

<http://web.mit.edu/ethics/www/>